様式第八（第六条関係）

裁決申請書

相手方　住所
　　氏名

道路法第六十九条第一項（第七十条第一項前段）の規定による損失の補償について、同条第二項（同条第三項）の規定による協議が成立しないから、左記により裁決を申請します。

記

一、損失の事実
二、損失の補償の見積り及びその内訳
三、協議の経過

年　月　日

裁決申請者　住所
　　氏名　　印

収用委員会御中

備考
一、裁決申請者が二人以上の場合は、連名で申請することができること。
二、「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。
三、「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにするものとし、法第七十条第一項後段の規定によつて工事を行うことを要求する場合は、その費用の見積りをあわせて記載すること。
四、「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。

都（道、府、県、市、町、村）道路線認定に関する告示

法律第百八十号）第七条（第八条）の規定に基き、都（道、府、県、市、町、村）道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、、、、において一般の縦覧に供する。

年　月　日

道路法（昭和二十七年